

判決年月日	平成19年6月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成18年（行ケ）第10543号		

○「POUT」の欧文字を書してなる本願商標と、「PORT」の欧文字及び「ポート」のカタカナ文字をその構成中に含む引用商標1～3（以下、これらを一括して「引用商標」という。）とは、①観念及び外観において類似せず、②本願商標から自然に生じる「パウト」の称呼と引用商標から生じる「ポート」の称呼も類似せず、③通常
の需要者・取引者において、本願商標から「ポウト」ないし「ポート」の称呼を生ず
る場合は極めて少ないから、本願商標は、その指定商品に使用された場合、引用商標
とは異なる印象、記憶、連想等を取引者・需要者に与え、商品の出所につき誤認混同
を生じるおそれはないとして、本願商標が商標法4条1項11号に該当するとした審
決が取り消された事例。

（関連条文）商標法4条1項11号

本件は、「POUT」の欧文字を書してなる本願商標（優先権主張2002年8月2日〔英国〕、国際登録日2002年（平成14年）11月1日、指定商品は第3類「Perfumery; cosmetics; skin care products; eye care lotions and products; toiletries, shampoos, conditioners, hair care products, hair spray, hair dyes and colorants; dentifrices; nail care preparations; essential oils; depilatories; sun tanning preparations; cotton wool and cotton sticks for cosmetic purposes; non-medicated toilet preparations.」と、引用商標とは、外観及び観念における相違点を考慮してもなお、称呼において類似するから、本願商標は商標法4条1項11号に該当するとした拒絶審決の取消訴訟である（なお、引用商標1は、円の中に牛を描いた図形、「PORT」の欧文字及び「ポート」のカタカナ文字を3段に書してなるものであり、引用商標2は、「ポート」のカタカナ文字及び「PORT」の欧文字を2段に書してなるものであり、引用商標3は、「PORT」の欧文字及び「ポート」のカタカナ文字を2段に書してなるものである。）。

X（原告、出願人）は、①本願商標からは「パウト」の称呼が生じるのみで、「パウト」の称呼は生じないから、本願商標と引用商標とが称呼において類似するとした審決の認定判断は誤りである、②仮に、本願商標から「パウト」の称呼が生じ、本願商標と引用商標の称呼が近似するとしても、本願商標と引用商標とは、観念及び外観において大きく相違し、本願商標に係る「POUT」が、我が国において、「パウト」の称呼をもって、広く紹介されていることをはじめとする取引の実情に鑑みると、本願商標は、引用商標とは、何ら商品の出所に誤認混同をきたすおそれはなく、非類似というべきである、などと主張した。

本判決は、次のように判示し、審決を取り消した。

(1) 観念について

①本願商標を構成する「POUT」の欧文字は、「ふくれっ面をする、口をとがらす」又は「ナマズの一種」等の意味を有し、我が国では、大学教養程度又はそれ以降に学習される英単語であり、あまり親しまれてはいないものの、中学程度の英語学習に用いられる辞典にも掲載されており、ごく平易な単語であること、②引用商標の構成中の「PORT」の欧文字及び「ポート」のカタカナ文字は、「港」等の意味を有する英単語又はそのカタカナ表記であって、我が国において広く親しまれている、平易で分かりやすい語であることが認められる。したがって、本願商標と引用商標とは、その観念において相違する。

(2) 外観について

本願商標を構成する「POUT」の文字列と引用商標の構成中の「PORT」の文字列は、3番目の文字である「U」と「R」が相違するが、「PORT」の欧文字は我が国において広く親しまれた英単語である点を考慮すると、取引者、需要者にとって、上記綴りの相違により、視覚的に異なる印象を与えるものいうことができる。また、引用商標は、いずれも「PORT」の欧文字以外の構成を含む（すなわち、引用商標1は、円の中に牛を描いた図形、「PORT」の欧文字及び「ポート」のカタカナ文字を3段に書してなるものであり、引用商標2は、「ポート」のカタカナ文字及び「PORT」の欧文字を2段に書してなるものであり、引用商標3は、「PORT」の欧文字及び「ポート」のカタカナ文字を2段に書してなるものである。）のに対して、本願商標は、「POUT」の欧文字のみを横1段に書してなるものである点での相違からしても、視覚的に異なる印象を与えるものといえる。したがって、本願商標と引用商標とは、外観において相違する。

(3) 称呼について

ア 本願商標を構成する「POUT」の欧文字は、「ふくれっ面をする、口をとがらす」又は「ナマズの一種」等の意味を有するごく平易な英単語であるところ、これを英語として発音すれば、「パウト」の称呼を生ずる。また、「OUT」を「アウト」と発音する例が数多く存在し、「OUT」を「アウト」と発音するのは通常であると、一般に理解されている。さらに、本願商標を構成する「POUT」の欧文字は、インターネット上の日本語で作成された様々なホームページにおいて、化粧品のブランドあるいは商品として、紹介ないし掲載され、「パウト」とカタカナ表記されている。上記の事実を総合考慮すれば、本願商標から生じる自然な称呼は、「パウト」である。

イ 本願商標を構成する「POUT」の欧文字をローマ字風に発音すれば、「ポウト」との称呼を生ずるところ、①音声学上、二重母音「オウ」は長母音化されて「オー」となることがあり、②外来語の表記に関する内閣告示第2号では、長音は原則として長音記号「ー」を用いて書くが、「オー」と書かず、「オウ」と書くような慣用がある場合は、それによるとされており、③「POU」の欧文字を「ポー」とカタ

カナ表記する例として、和製英語である「POUCH」（ポーチ）の例があり、④「LIP POUT」の表記のある容器の写真とともに、「リストラーション リップポート（5ml）」と誤記したホームページがあるなどの事実によれば、本願商標を構成する「POUT」の欧文字から、およそ「ポウト」ないし「ポート」の称呼が生ずる余地がないとはいえないが、「POUT」という英単語は、あまり親しまれてはいないものの、中学程度の英語学習に用いられる辞典にも掲載されているごく平易な単語であること、「OUT」との綴りが「アウト」と発音される例が数多く知られていること、インターネット上には、「POUT」の欧文字を「パウト」とカタカナ表記した日本語のホームページ、「LIP POUT」についても「リップパウト」とカタカナ表記したホームページ、「POUT」の語義を「不機嫌」「唇を尖らせる」などと説明したホームページ等が多数存在することに照らすならば、「LIP POUT」を「リップポート」と誤記されたホームページという例が存在したことをもって、「POUT」の欧文字に接する取引者・需要者が、これを「ポウト」又は「ポート」と称呼する場合は、少なくないと認めることはできない。なお、特許電子図書館の商標出願・登録情報検索における書誌情報において、本願商標と同一の構成からなる国際登録第791489号の商標の称呼が「パウト、プート」とされ、「ポート」の称呼は付されていないことも、「POUT」の欧文字から自然に生じる称呼は「パウト」であって、「ポート」との称呼は当然には生じないことを推認させる事情の一つというべきである。

ウ そうすると、本願商標から「ポウト」ないし「ポート」の称呼が生じることを全く否定することはできないとしても、取引状況に照らして、そのような場合はごく例外的であるといつて差し支えない。したがって、本願商標から生じる自然な称呼である「パウト」と、引用商標から生じる「ポート」の称呼とは、その3音のうち、最初の2音において異なり、聴覚的に異なる印象を与えるものであるから、称呼において相違する。

(4) まとめ

以上によれば、本願商標と引用商標とは、觀念及び外観において類似せず、本願商標から自然に生じる「パウト」の称呼と引用商標から生じる「ポート」の称呼も類似しない。上記のとおり、本願商標から「ポウト」ないし「ポート」の称呼が生じることを全く否定することはできないが、通常の利用者・取引者において、そのような称呼を生ずる場合は極めて少ないものと解される。そうすると、本願商標は、その指定商品に使用された場合、引用商標とは異なる印象、記憶、連想等を取引者・需要者に与えるものと認められ、商品の出所につき誤認混同を生じるおそれはないというべきである。そうすると、本願商標と引用商標とが類似するとした審決の判断には誤りがあることになる。